

制度情報—2019年8月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

6ヶ所の自由貿易試験区新設の全体案公布に関する通知

(発令元) 国務院
(法令番号) 国発〔2019〕16号
(公布日) 2019年8月2日
(施行日) 2019年8月2日

1. 主なポイント

- (1) 2013年に中国初の自由貿易試験区(自貿区)が上海に発足して以来、今回ですでに5回目の拡大となった。5回の拡大を経て、上海自貿区が統率し、沿海部から内陸にかけて分布する中国自貿区建設の「1+3+7+1+6」という新たな配置構造がすでに形成されたといえる。
- (2) 現在18ヶ所の自貿区が中国の各主要地域全体に分布し、「東中西部協力提携」、「内陸部と沿海部の統合的発展」を掲げる、全方位的で高水準かつ地域開放的な新構造が立ち上げられつつある。戦略の面で「一帯一路」の建設、北京・天津・河北エリアの共同発展、長江経済ベルトの発展、広東・香港・マカオグレートベイエリアの建設といった重大戦略に貢献するほか、西部大開発、東北旧工業基地の振興、中部勃興、東部地域の先行発展等の地域発展戦略とも密接に関係し、中国の新たな改革開放の全体構想と高度に合致している。
- (3) 今回新設される6ヶ所の自貿区には合計19のエリアが含まれる。
 - ・山東自貿区：済南、青島、煙台の3エリア
 - ・江蘇自貿区：南京、蘇州、連雲港の3エリア
 - ・広西自貿区：南寧、欽州港、崇左の3エリア
 - ・河北自貿区：雄安、正定、曹妃甸、大興空港の4エリア
 - ・雲南自貿区：昆明、紅河、徳宏の3エリア
 - ・黒龍江自貿区：ハルビン、黒河、綏芬河の3エリア
- (4) 今回の計画では、それぞれに力点の異なる差別化改革試験運用の任務が提示された。地域によりそれぞれ、提携の模索、構築、改革、強化が明確に要求された提携先には、日韓、ASEAN諸国、ロシア、東北アジア等がある。その中で、各地ごとの特色に基づき、海洋に関する特色をもつ産業、金融、製造業の刷新、生物医学、生命・健康等の分野における開放的発展と協力の強化が提起されている。

2. 今後の留意点

9月1日までに、新設される6ヶ所の自貿区の19エリアは全て発足し運営が開始されている。各自貿区の建設過程において、各関係機関より関連の管理権限が委譲され、十分な自主改革権が与えられ、複製・普及可能な改革の経験がより多く形成され、モデルとしての作用を十分に発揮することが期待されるため、企業は十分に注目されたい。

全国で「放管服」改革、ビジネス環境の改善を深化するための テレビ・電話会議の重点任務の分担案の公布に関する通知

(発令元) 国務院弁公庁
(法令番号) 国弁発〔2019〕39号
(公布日) 2019年8月1日
(施行日) 2019年8月1日

1. 主なポイント

- (1) 工業製品にかかる生産許可証の縮減を継続し、2019 年中に許可証の種類をさらに半数以上縮減する。工業製品にかかる生産許可証の管理目録調整をさらに進め、2019 年 9 月末までに、許可証を発行する製品の種類を 24 類から 12 類以下に縮減する。2019 年 10 月末までに、製品認証を強制する製品の目録においてさらに 30 種以上を縮減し、認証証書の種類と数量を減らす。
(第 1 条)
- (2) 企業の設立・経営開始にかかる所要時間をさらに短縮し、電子営業許可証、電子印章の適用普及を加速させる。企業設立手続きの全過程のオンライン処理を普及させる。企業の物流コストを低減し、2020 年末までに、全国においてコンテナ 1 件あたりの輸出入手続きにかかる通常の手数料を 400 米ドル以下に引き下げる。
(第 1 条)
- (3) 2019 年末までに、現有の主要監督管理規則の基準を修正・整備し、あいまいなものや雑則をできる限り消除し、法律・法規に則って社会に公開する。市場監督管理、生態環境の保護等の行政法執行分野において、それぞれ法執行における自由裁量権を規範化するための弁法を制定し、法的根拠及び処罰の基準を明確にする。
(第 2 条)
- (4) 社会信用体系の構築を強化し、2019 年末までに「重大な違法による信用失墜企業リストの管理にかかる暫定施行弁法」の改訂を実施し、「経営異常者リスト」及び「重大な違法による信用失墜企業リスト」の管理等に関する制度を整備する。
(第 2 条)
- (5) 2019 年 9 月末までに行政サービスに対する評価制度の構築運用に関する指導意見を制定し、「下からの改善」により各級政府機関に不断の業務改善を促す。
(第 3 条)
- (6) 商標及び特許のデジタル申請の普及を推進し、2019 年末までに高価値の特許審査の所要時間を 17.5 ヶ月まで短縮し、商標登録の平均審査所要時間を 5 ヶ月まで短縮し、発明特許の審査待ち案件 10 万件を処理する。
(第 3 条)
- (7) 2019 年 10 月末までに、就労のために訪中する外国人の入国及び居留の管理制度・弁法を改善し、外国人の訪中にかかる審査認可、審査サービスを最適化し、手続時間を短縮する。
(第 4 条)
- (8) 7 月に意見聴取稿を公開した『ビジネス環境改善条例』の研究・制定を急ぎ、2019 年 8 月末までに各界への意見聴取及び法規の審査、草案の作成を完了し、9 月末までに公布・実施する。
(第 4 条)

2. 今後の留意点

- (1) ネガティブリストはかねてより外資系企業の注目を集めているが、当該業務計画によると、今年 9 月末までに新たな市場参入ネガティブリストが修正を経て形成され、リストの事項を縮減し、サービス業を重点とした、より開放された市場参入制限が試行されるようになる。
- (2) 登記抹消の手続き困難は長く企業を悩ませてきたが、当該業務計画によると、今年 8 月末を目処に各地で企業登記抹消のためのオンラインサービスの導入、企業が 1 つのシステムで抹消手続きを行えるサービスの実現が推進されている。また、各地で税務登記抹消の分類処理、社会保険、商務、税関等の登記抹消手続きの大幅な簡素化が推進されており、企業の登記抹消の所要時間短縮に向けた改善が行われている。
(全 4 条)

**新たな時期において科学技術型中小企業のイノベーション
発展の加速を支援する若干の政策措置**
(発令元) 科学技術部
(法令番号) 国科発区〔2019〕268 号
(公布日) 2019 年 8 月 5 日
(施行日) 2019 年 8 月 5 日

1. 主なポイント

- (1) 研究開発資金不足の問題につき、科学技術型中小企業の研究活動に対する財政科学技術資金による牽引とサポートの作用をさらに強化し、国家科学技術計画の立案の調整・改善等の方式により、中小企業の研究開発活動を直接サポートし、地方政府による科学技術型中小企業の技術研究開発を支援するための特別資金設立を奨励する。(第2条)
- (2) ハイレベル人材不足の問題について、科学技術型中小企業が中堅のイノベーションチームを育成することを支持し、「国際傑出青年計画」に参加し、中小企業と関連分野の外国青年人材のマッチングをサポートし、中小企業より専門技術人材を選抜して中長期の国外(香港、台湾、マカオを含む)研修への参加に派遣することを支持する。(第2条)
- (3) 融資取得が困難でコストが高いといわれている問題につき、科学技術と金融を融合させる取組みをさらに強化し、国の科学技術成果の基金機能への転化応用を展開し、ローンリスクの補償の試験運用、ベンチャーキャピタルの誘致拡大、直接融資、間接融資等の各種ルートを開拓する。(第2条)
- (4) イノベーションサービスが不足している問題について、政府が大学機関、科学研究機関等の各種市場型科学技術サービス機構の積極性を十分に動員し、新型研究開発機関、技術移転の専門機関の建設を試行し、全国に適用する科学技術型中小企業の情報サービスプラットフォームを構築し、科学技術型中小企業のイノベーション製品の展示会を開催する等の方式で、中小企業の技術イノベーションの専門サービス及び技術供給を拡大する。(第2条)

2. 今後の留意点

統計によると、2017年において全国で研究開発費用の追加控除の優遇政策を適用された科学技術型中小企業は8.4万社あり、追加控除額は約1,500億元に達し、減免された企業所得税は約375億元に及んでいる。2018年に全国で科学技術型中小企業に登録された企業数は13.1万社に上る。本規定の各条の政策措置はいずれも、財政・税務面からの支援、人材育成、イノベーション・起業、科学技術サービス等、企業が最も関心を抱く政策ポイントをめぐり、企業で十分に注目することを勧める。(全3条)

納税・費用納付の利便性向上施策(第2陣)の実施に関する通知

(発令元) 国家税務総局

(法令番号) 税総函〔2019〕243号

(公布日) 2019年8月13日

(施行日) 2019年8月13日

1. 主なポイント

- (1) 「小規模納税者による増値税専用発票の自主発行の全面推進」、「電子発票公共サービスプラットフォーム推進」等の3条の施策を打ち出し、納税者の発票処理にかかる時間とコストを有効に減少させる。(第1条、第3条)
- (2) 「信用修復管理メカニズムの整備」の施策を打ち出す。税務総局より納税者の信用を修復する条件、修復基準の統一、修復プロセスの規範化、修復手段の整備について明確に示し、納税者が自発的に信用失墜行為を是正し、悪影響を消除し、自身の納税に関する信用を修復することを積極的に促す。(第2条)
- (3) 「地域を跨ぐ税務事項のオンライン処理」を打ち出し、税務手続きの効率を高める。(第7条)
- (4) 「一般税還付・控除の全プロセスオンライン処理推進」、「納税申告のリマインドサービス提供」の2条の施策を打ち出し、税還付・控除手続きにかかる時間をさらに短縮し、納税者が速やかに納税義務を履行し、処罰を受けるリスクを回避しやすくする。税務総局ではスマート照会システムの導入、スマート照会プラットフォームのウェブサイト、APP、ミニプログラムのサービス開始、24時間週7日体制のスマート照会サービスの提供開始を急ぐ。(第8条、第9条、第10条)

2. 今後の留意点

今年7月に税務総局では、第1陣の納税・費用納付の利便性向上の新施策として10条を先行公布し、多くの納税者、費用納付者より広く好評を得ている。今回再び第2陣として10条の新施策が打ち出されたが、書類の削減、時間短縮、プロセスの簡素化、コスト軽減がさらに進められ、納税手続きの効率が高められ、納税者、費用納付者の困難を解決するものとなっている。企業の財務担当者には特に注目を勧める。(全10条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は大学卒業後、2006年7月1日にA社に入社しオペレーターとして勤務することになった。2013年9月10日から2014年3月14日までの期間、慢性の腰痛を理由に病気休暇を連続して申請し、2014年3月17日になおA社に病気休暇証明書を提出し、2014年4月1日までの病気休暇を申請した。

A社は2014年3月20日に「労働契約解除通知書」を送付し、王氏が医療期間満了後も業務に従事できないことを理由に、『労働契約法』第40条第1項の規定により、王氏に労働関係の解除を通知した。

王氏はA社の労働関係解除は違法であるとして、賠償金90,000元の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

A社が王氏に対し、別の職務を指示することなく、王氏が医療期間満了後も業務に従事できないことを理由に労働関係を解除したことは合法か。

3. 弁護士の分析

- (1) 王氏は2006年7月1日にA社に入社し、入社前に他の会社での職務経験は一切なく、入社後2013年9月10日に初回の病気休暇を申請するまでの勤続年数は7年2ヶ月である。『企業従業員罹病又は業務によらない負傷にかかる医療期間に関する規定』第3条第(1)項の規定により、王氏の医療期間は2013年9月10日から2014年3月9日までの6ヶ月間となり、2014年3月9日をもって満了している。
- (2) 『労働契約法』第40条第1項の規定により、労働者が罹病したか業務によらない負傷を負った場合、規定の医療期間満了後ももとの業務に従事できず、使用者が他に指示した職務に従事することもできない場合、使用者は一方的に労働関係を解除することができる(ただし、経済補償金を支払う必要がある)。従業員がもとの職務に従事するか、別に与えられた職務に従事するいずれの場合にも、従業員が職務に就くことのできる心身の健康条件を備えていることが条件として必要となる。しかし本件では、王氏が医療期間満了後もなおA社に病気休暇証明書を提出していることから、王氏の健康状態はもとの職務に従事するか別に与えられた職務に従事することのできる基本的な条件を備えていなかったことが示され、この場合、A社による王氏との労働関係解除は法律規定に合致する、合法的な解除であると言える。

4. 司法判断

本件は労働仲裁、裁判所での一審、二審を経て最終的にA社による王氏との労働関係解除は合法的な解除であるとの判決が下され、A社は王氏に賠償金を支払う必要はないとされた。

5. 留意点

従業員が長期間にわたって病気休暇を申請することは、会社に大きな実務上の困難をもたらすため、従業員の病気休暇管理について、以下のような措置を取ることが勧められる。

- (1) 社内で詳細かつ実効性のある病気休暇管理規定を制定する。
- (2) 従業員が長期にわたり病気休暇を申請する場合、会社は従業員に告知することなく、病院に従業員の病状、診療の状況、休息の必要性及び病気休暇証明書の真否を確認することができる。病院との確認状況により、さらに以下の措置を取ることが可能となる。
 - ① 従業員の病状が真実のものであり勤務を停止し休息する必要がある場合、従業員に法定の医療期間を与え、従業員が医療期間満了後もなお勤務できない場合、適法に労働関係を解除する。
 - ② 従業員に罹病の事実がないか、病気休暇証明書が虚偽のものであった場合は、「就業規則」の関連規定により法に照らして処理（警告、労働関係の解除等）を行うことが可能となる。